

当別町総合教育会議傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続

会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付を済ませ、事務局の指示に従って会場に入場してください。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。